

水質汚濁防止法の体系

工場・事業場への全国共通規制

事前規制

特定施設の
設置・変更の届出

計画変更命令 第8条関係

排水基準に適合しない場合、又は地下浸透水が有害物質を含む場合、特定施設の設置又は変更の届出を受理してから60日以内に計画の変更又は廃止を命ずることができる。

通常時規制

排出水の測定・記録

立入検査・報告徴収

排水規制

有害物質の
地下浸透禁止

改善命令 第13条関係

罰則

浄化措置命令 第14条の3関係

特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。

有害物質の地下浸透により、現に人の健康被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、その被害を防止するため、必要な限度において、地下水の水質浄化の措置を命ずることができる。

異常時等の
対応

異常渇水等による
水質汚濁

事故時の
応急措置・届出

緊急措置命令 第18条関係

応急措置命令 第14条の2関係

異常な渇水等により公共用域の水質汚濁が著しくなり健康被害等が生じるおそれがある場合は、事態を一般に周知させるとともに、その事態が発生した区域に排出する者に対して、排出水の量の減少その他必要な措置をとらよう命ずることができる。

特定施設の破損等の事故により、有害物質又は油を含む水が公共用域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康被害等を生じるおそれがある場合で、特定事業場の設置者等が応急措置を講じていない場合は、特定事業場の設置者等に対して、有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急措置を講ずるよう命令することができる。

公共用域等
の水質監視

都道府県の測定計画

常時監視の実施、
監視結果の公表等

生活排水対策

都道府県による
生活排水対策重点地域の
指定

市町村による
生活排水対策推進計画の
策定

閉鎖性海域の
総量規制

国の総量削減基本方針

都道府県の
総量削減計画・規制等